

津島市育児休業代替任期付職員採用候補者試験要項

令和8年1月
津島市役所

【育児休業代替任期付職員について】

育児休業を取得する職員の代わりに、育児休業期間（最長3年）を任期として勤務する職員です。任期が定められていること、育児休業が取得できないこと等以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）については、原則として一般職員と同様です。

1 採用する職種区分、受験資格、職務内容等

職種区分	受 験 資 格	職務内容	年齢	採用予定人数
	学歴・免許等			
保健師	①保健師の免許を所有の方	総合保健福祉センター等における保健業務に従事しますが、他の行政事務も行います。	昭和43年4月2日以降に生まれた方	1名程度
看護師	②看護師の免許を所有の方で地方公共団体等において相談業務の経験のある方			
助産師	③助産師の免許を所有の方で地方公共団体等において相談業務の経験のある方			
	上記①②③いずれかの方			

2 受験手続

(1) 申込方法

- ① 津島市ホームページの職員採用試験のページから試験一覧ページへアクセスし、各職種の試験区分を選択して申し込み手続きを開始してください。
 - ② 氏名、メールアドレス、電話番号、パスワードを入力し仮登録を行います。
 - ③ 登録したメールアドレスに本登録を行うためのURLが送付されますので、そちらから本登録を行ってください。
 - ④ 本登録完了後、応募者マイページにログインし応募者情報を入力してください。
- ※電子申請以外での申し込みはできませんのでご注意ください。

(2) 申込期間

随時募集を行っております。

津島市 HP 採用ページ



(3) 注意事項等

- ※採用試験に関する一切の連絡（試験案内、合否通知を含む）は、応募者マイページより行います。ログイン情報（ID、パスワード等）は必ずお控えください。
- ※申込前に必ず、迷惑メールフィルターにて「bsmrt.biz」「arorua.net」ドメインから送信されるメールを受信できるように設定してからお申込みください。
- ※合格後に受験資格がないこと、申込記載事項が正しくないこと等が判明した場合は合格を取り消します。
- ※日本国籍を持たない方も受験できます。ただし、採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる職には任用されません。
なお、永住者、特別永住者の在留資格のない方や、就職が制限されている在留資格の方は受験できません。

※次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方。また、申込み後に欠格条項に該当する場合は合格を取り消します。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

3 試験の日程等(予定)

日程	場所	試験内容	合格発表
随時	津島市役所	作文試験 個人面接	試験日から 概ね2週間程度

4 提出書類

試験受験時に下記の書類を提出していただきます。発行に時間がかかる場合がありますので予め準備をしておいてください。試験受験時に各書類の提出が間に合わない場合は、準備ができ次第速やかに提出してください。なお、提出書類は返却いたしません。

- ① 卒業証明書（原本）
- ② 成績証明書（原本）
- ③ 資格免許の写し

5 試験合格から採用まで

- ・採用試験合格者は、試験の結果に基づいて成績順に採用候補者名簿に登録されます。採用候補者名簿に登載されると、名簿登載期間（名簿登録日から3年間）の内で、職員の育児休業の取得状況に応じて、順次採用されます。（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があります。）
- ・採用の必要が生じた場合、名簿の登録順に採用候補者へ採用の意向確認を行います。
- ・任用期間は、職員が育児休業を取得する期間となります。名簿登載期間内であれば、再度採用される事があります。

6 給与(給与制度の改正等により変更することがあります。)

(令和8年1月現在)

職種	給料 (地域手当含む)	諸手当
保健師 看護師 助産師	300,349円 (経験年数加算有り※)	支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

※学校卒業後の経験年数を有する方は、学歴、職歴等に応じて一定の基準により加算される場合があります。

7 勤務時間等

週38時間45分勤務（1日7時間45分勤務×5日）

8 その他

自然災害等により、急遽試験を中止し、日程・場所・内容等を変更する場合があります。その場合は津島市ホームページにてお知らせします。

Q & A

Q 1. 育児休業代替任期付職員の任期更新はありますか。

A 1. 職員が育児休業の期間を延長する場合に、延長する期間（最長3年）を上限として育児休業代替任期付職員に同意を得た上で、任期を更新することができます。

Q 2. 育児休業代替任期付職員から正規職員（任期の定めのない職員）になることはできますか。

A 2. 採用試験を受けずに任期付職員から正規職員になる制度はありません。正規職員になるためには必ず採用試験を受けていただくことになります。育児休業代替任期付職員としての任期の途中であっても、受験資格を満たしていれば職員採用試験を受験することは可能です。ただし、育児休業代替任期付職員であることをもって、職員採用の際に優先されるものではありません。

Q 3. 産前・産後休暇や育児休業を取得することはできますか。

A 3. 産前・産後休暇を取得することはできますが、育児休業の取得及び育児短時間勤務の利用はできません。